

平成23年1月25日

第2251号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 秋田県農業振興地域整備基本方針の変更（59・農林政策課）…………… 1
 その他
- 平成22年度行政書士試験の合格者（総務課）…………… 2

告 示

秋田県告示第59号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、秋田県農業振興地域整備基本方針を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する第4条第7項の規定に基づき、公表する。

平成23年1月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変更後の秋田県農業振興地域整備基本方針の概要

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的考え方

本県における農用地等の確保に関する基本的な考え方としては、食料の安定供給のための農業生産基盤としての確保はもとより、県土の保全や自然環境の保全、良好な景観の形成や農業生産活動により生ずる多面的機能を発揮させるための基盤としても重要であり、この確保のため農業生産基盤の整備や農用地等の保全事業等を推進するとともに、農用区域内の優良農地を確保するため、農用区域への編入促進や農用区域からの除外の抑制など農業振興地域制度の適切な運用を図る必要がある。

平成32年における農用区域内の農地面積は、平成21年の面積とほぼ同程度の143千haの確保を目標とする。

2 農用地等の確保のための施策の推進

(1) 農用地等を確保するため、農業振興地域制度の適切かつ厳格な執行に努め、農業生産基盤の計画的な整備を促進するとともに、認定農業者等担い手への農地の利用集積等を促進する必要がある。

(2) 非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用区域からの農地の除外については、農用区域内農地の確保を基本とし、都市計画など他の土地利用計画との調整を行い、適切かつ厳格な運用を図ることとする。

(3) 公用公共用施設の建設に当たっては、県及び市町村は法第16条の規定により農用区域内の土地の農業上の利用を確保するよう努める責務を有していることにかんがみ、やむを得ず農用区域内に建設する場合は、法第13条第2項各号の変更要件を満たすよう土地の選定に努めるものとする。

(4) 法第13条の2の交換分合制度については、農用区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たり積極的に活用するものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

農産物の需要の動向に即しつつ生産を行うこととし、これに弾力的に対応できるよう合理的な土地利用を進めることとする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

すべての市町村において、農用地等として利用することが適当でない用途の地域等を除いた地域を農業振興地域として指定することを相当とする。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

農業生産の基盤の整備及び開発は、農業上の土地利用の基本的方向に即するとともに、生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立と農業生産活動を通じた多面的機能の発揮を図る上での農業用排水施設の維持管理及び農業用水の水質保全や機能維持という観点から進める必要がある、その際、水質、希少動植物など自然環境や景観、生態系に十分配慮して進めることが必要である。

第4 農用地等の保全に関する事項

農用地等の保全については、農地が生産基盤にとどまらず、農業生産活動の実施により生ずる雨水の貯留機能や水源のかん養機能、土壌侵食防止機能等の多面的な機能を有しており、県土の保全や県民の豊かで潤いのある生活の実

現に欠かせないものであることを考慮して進める必要がある。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業を中心とした各種農地流動化施策を進め、農作業の受委託を含め農用地の流動化を促進する。また、関係農業者等の合意形成に努め、作付地の集団化、不作付地の解消等農用地の利用度の向上、農作業の効率化、耕種農家と畜産農家の連携による地力の維持増進等を促進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

規模が大きく生産性の高い農業経営を確立するため、米を基幹としつつ、需要の増大が見込まれる農畜産物の生産拡大を促進する必要がある。このためには、地域農業の核となる認定農業者や集落営農組織・農業法人などの育成とこれら担い手へ農用地の利用集積など流動化の促進により規模拡大を図り、土地基盤の整備による農業生産性の向上と広域的な流通体制の近代化を推進する高性能、高能率機械及び施設を整備する必要がある。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

就農啓発を目的とした農作業体験施設や新規就農者等の研修施設、農業情報に関する情報通信施設、女性や高齢者の就農支援施設等の整備を推進する。

第8 第5の事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

農村地域の特色を生かしたアグリビジネスの企業化を支援し就業機会の拡大を図るため、地域農林水産物の加工処理施設や直売施設等の整備を推進するとともに、地域の農林水産業や地域資源を活用したグリーン・ツーリズムの振興等を支援する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

農村住民や都市との交流、アグリビジネスを推進するため、活動の拠点施設や交流施設の整備を促進する。また、農業集落排水施設は快適な農村社会の形成に貢献するものであり、施設の更新を含め計画的な整備を促進する。

そ の 他

平成22年11月14日に実施した行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による秋田県知事の委任に係る平成22年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成23年1月25日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木 寺 久

受験番号

0910013 0910016 0910035 0910051 0910055 0910096
0910109 0910203 0910263 0910278

正 誤

平成23年1月14日（第2248号）掲載の秋田県告示第18号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）（原稿誤り）

2ページ表中

抜沢	男鹿市戸賀浜塩谷字抜沢（次の図のとおり）	土石流
----	----------------------	-----

は

抜沢沢	男鹿市戸賀浜塩谷字抜沢（次の図のとおり）	土石流
-----	----------------------	-----

の誤り。

平成23年1月14日（第2248号）掲載の秋田県告示第19号（土砂災害警戒区域の指定）

（原稿誤り）

4ページ表中、区域名宮田2号の次に、次の区域を加える。

裏門5号	湯沢市裏門三丁目及び字広沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
------	-------------------------	---------

裏門6号	湯沢市裏門三丁目及び字滝ノ沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
裏門7号	湯沢市裏門三丁目、字下山谷及び字滝ノ沢山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山谷	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
山谷1号	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
コダノ沢	湯沢市関口字関口、宮田、小田ノ沢、小田川原並びに同市下関字下本内（次の図のとおり）	土石流
関口沢1	湯沢市関口字関口、古城、古城廻及び小田川原（次の図のとおり）	土石流
関口沢2	湯沢市関口字関口、寺沢、上寺沢、古城廻、石田、大沢山及び禰宜ノ沢（次の図のとおり）	土石流
山谷沢1	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山（次の図のとおり）	土石流
山谷沢2	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山（次の図のとおり）	土石流
滝ノ沢	湯沢市字下山谷、字沼ノ岱山及び字滝ノ沢山（次の図のとおり）	土石流
姥懐山沢	湯沢市裏門二丁目、字裏門、字下山谷及び字姥懐山（次の図のとおり）	土石流
下山谷沢	湯沢市裏門三丁目、字広沢山及び字滝ノ沢山（次の図のとおり）	土石流
裏門ノ沢1	湯沢市裏門三丁目、字広沢山及び字湯ノ上山（次の図のとおり）	土石流
裏門ノ沢2	湯沢市裏門二丁目、字姥懐山及び字松長根山（次の図のとおり）	土石流
戸沢5	湯沢市関口字宮田、戸沢及び落口（次の図のとおり）	土石流
山谷沢3	湯沢市字山谷及び字沼ノ岱山（次の図のとおり）	土石流

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号